

## 令和6年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：令和6年6月10日（水）

午後2時から

場所：宮城県行政庁舎9階 第一会議室

### 1 開会

（司会）

皆様、本日はお忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、令和6年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日は、12名の委員の皆様にご出席いただきありがとうございます。竹下委員、西出委員につきましてはオンラインにて会議にご出席していただいております。また、吉田委員、若生委員が所用のため欠席されるとのご連絡をいただいております。以上、本委員会の運営要綱第4条に規定する委員の半数以上が出席しておりますことから、会議が成立することをご報告いたします。

なお、本委員会は公開することとされており、本日1名の方が傍聴されております。傍聴にあたりましては受付時にお渡しいたしました。傍聴の記載事項を守っていただきますようよろしくお願いいたします。

本委員会の議事録につきましては、後日皆様に内容を確認させていただき、公開することとしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご発言につきましては、マイクを使用してお発言いただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、宮城県環境生活部長佐々木からご挨拶を申し上げます。

### 2 挨拶

（佐々木部長）

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日はお忙しい中、民間非営利活動促進委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より本県のNPO活動促進施策にご理解とご協力を賜っており、改めまして感謝申し上げます。

さて、本日の議題といたしまして、NPO促進施策の実施状況や宮城県民会館及び宮城県特定非営利活動プラザ複合施設の管理運営計画の策定、昨年度実施いたしましたNPO活動実態・意向調査について、ご説明をさせていただくこととしております。複合施設管理運営計画につきましては、本委員会や今年1月に設置されました管理運営計画策定部会等にて、関係者の皆様からいただいたご意見を踏まえてとりまとめいたしました管理運営計画案についてご説明させていただきます。NPO活動実態・意向調査については、NPOの活動促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県で策定している「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の改訂に当たって、5年度に1度行っている調査になりますが、その調査結果について、ご説明をさせていただきます。

短い時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお

願いたします。

(司会)

続きまして、本日まで出席いただいております委員の皆様及び事務局職員の紹介につきましては、大変恐れ入りますが出席者名簿の配布にて代えさせていただきますので、ご了承願います。

ここで、佐々木部長は公務の都合により退席させていただきます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。資料でございますが、お手元の次第の下段に記載をしておりますけれども、資料1から6、それから配布資料といたしまして、令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査報告書の概要版、それから同じく配布資料として同調査の報告書の本体を配布させていただいております。過不足ございましたら、挙手にて事務局の方にお知らせをいただければと思います。

それでは、次第「4 議事(1) 民間非営利活動促進施策の実施状況について」に入らせていただきますが、委員会運営要綱第4条により、会長が議長となりますので、ここからの議事の進行につきましては、石井山会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### 3 議事

(石井山会長)

では早速ですが、議事1に入らせていただきます。宮城県民間非営利活動促進施策の実施状況についてです。では、事務局からご説明よろしくお願いたします。

(事務局)

事務局の蓬田でございます。座らせて説明させていただきます。

それでは、宮城県民間非営利活動促進施策の実施状況について、ご説明いたします。資料は、資料1から資料3までとなります。

なお、宮城県民間非営利活動プラザ事業につきましては、指定管理者である認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるの堀川委員からご説明いただきます。

はじめに、資料1の「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」について、資料2の1ページをご覧ください。直近のデータでございますが、令和6年4月末現在のNPO法人認証数は、表の一番下に記載しておりますとおり、県所轄分が402法人、仙台市所轄分が382法人、合計784法人となっております。県所轄分については、令和4年度末399法人から令和5年度末401法人で2法人増となっており、令和6年4月に栗原市で1法人の設立がありました。資料2の2ページに令和5年度のNPO法人の設立、解散等の状況を記載しております。設立と解散は8法人ずつで増減ありませんが、所轄庁の変更により、2法人の増となっています。資料2の3ページをご覧ください。認定NPO法人については、令和6年4月末時点で県所轄が11法人、仙台市所轄が20法人、合計31法人となっております。県所轄分について、令和5年度に名取市にある「NPO法人みちのくトレイルクラブ」を新たに認定しましたので、令和4年度末から1法人増となっております。資料4ページから6ページは、NPO法人の活動分野

別法人数、市町村別法人数、県内の公益法人・一般社団法人数を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、資料1の「2 宮城県民間非営利活動プラザ事業」ですが、このあと、堀川委員よりご説明いただきます。

続いて、資料1の「3 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」についてです。令和5年度は、促進委員会を2回、拠点部会を2回開催し、また、今年1月に県民会館とNPOプラザの複合施設の管理運営計画策定に向けて、新たに管理運営計画策定部会を設置し、1月と3月に2回開催し、ご意見をいただきました。

今年度の促進委員会は2回を予定しており、本日が1回目、2回目は来年2月を予定しております。

続いて、資料1の「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」についてですが、この事業は、NPO活動の促進のため、県の遊休施設を安価な貸付料で貸付けを行うもので、現在、貸付け可能な施設は5施設あり、すべて貸付を行っております。令和5年度は、空室となっていた山元町と白石市にある2施設の新規貸付を行いました。2施設とも利用が開始されております。また、後ほど報告事項としてご報告させていただきますが、令和6年5月に岩沼市にある拠点第2号について、借受団体である「特定非営利活動法人ハンス・バーガー協会」に対し、貸付期間の更新を行っております。

続いて、資料1の裏面「5 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」についてです。こちらは内閣府の交付金を活用して実施しているもので、NPO等が行う復興・被災者支援の取組に対する補助事業と、復興・被災者支援に取り組むNPOなどの絆力強化に資する委託事業を実施しております。

資料2の11ページから13ページに令和5年度の実績を記載しております。補助事業は、10団体に25,524千円を助成し、今年3月には、補助団体による成果報告会を行っております。令和6年度は12事業の応募があり、採択事業の選定を行っているところです。

続いて、資料1の「6 NPO等による心の復興支援事業」については、復興庁の交付金を活用して実施しているもので、NPO等が行う心の復興事業に対する補助事業です。

資料2の14ページから18ページに令和5年度の実績を記載しておりますが、33団体に42,156千円を助成しております。令和6年度は38事業の応募があり、採択事業の選定を行っているところです。

続いて、資料1の「7 NPO活動推進事業」についてです。はじめに、(1)プロボノ事業についてですが、職業上の知識・スキルを生かして社会貢献するボランティア活動により、NPO支援を行うことを目的とした事業で、令和6年2月29日に普及啓発セミナーを開催しました。令和6年度は、仙台市が行うプロボノ事業の取組と連携を図りながら普及啓発セミナーを開催することとしており、11月頃を予定しております。

次に、(2)NPO支援施設フォローアップ事業ですが、資料2の19ページをご覧ください。NPO支援施設の機能強化と地域NPO活動の促進を図るものとして、令和2年度からNPOプラザの指定管理者に委託して実施しているものでございます。令和5年度は、11施設を個別訪問の上、各施設の現状及び課題の調査・助言・指導を行っております。また、NPOプラザと支援施設が連携して協働事業を企画・実施したほか、2月に支援施設職員を対象とした人材育成研修を実施しました。令和6年度は、11支援施設のほかに、2市町村の訪問、意見交換等を予定しております。

資料1に戻りまして、(3)みやぎNPO情報ネットの改修につきましては、前回の委員会でご説明さ

せていただきましたが、令和5年度は、改修内容の詳細検討や、システム再構築を効率的に行うため、サイト内データの整理業務を委託で行っております。令和6年度はシステム改修を委託業務により実施することとしており、現在準備を進めているところでございます。

続きまして、資料1の「8 NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPOの推進事業」については、資料2の21ページをご覧ください。この事業は、県の事業のNPOへの業務委託を推進し、「NPO推進事業発注ガイドライン」に基づく事業の選定を行い、NPOへの委託業務発注手続の適正化を図ろうとするものでございます。契約保証金の免除や予定価格の事前公表が可能となるなどのメリットがあります。令和5年度は県庁4課の7事業を選定しており、NPO等へそれぞれの事業委託を行っております。令和6年度は県庁5課の8事業を選定し、各担当課で手続を進めております。

事務局からの説明は以上でございます。続きまして宮城県民間非営利活動プラザ事業について堀川委員よりご説明よろしくお願いたします。

(堀川委員)

堀川でございます。よろしくお願いたします。資料3に基づきましてご報告いたします。こちらは令和5年度の宮城NPOプラザ事業の概要をまとめたものでございます。

2ページ目でございますが、施設管理運營業務のところにご利用者を、掲載しております。令和5年度は45,186名の方にご利用いただきました。コロナ前に比べてまだこのコロナ前まで回復しているという状況ではないですけれども、だいぶ利用者が戻ってきているような状況です。③のコピー機印刷機も掲載しておりますが、こういったものも、貸し出しております。(2)の②ですけれども、事務室、ショップ、レストランといったインキュベーション施設の利用団体の募集業務について記載しております。こちらそれぞれ3年間を上限に貸し出すということで、選定していますが、昨年度はレストラン、事務室、ショップ、主要団体を、それぞれ決定いたしました。ただ、レストランにつきましては、集客の面であったりとか、初期投資の面であったり、それを3年間で営業を終えるというのは、なかなか運営に厳しいのではないかとということで再度の申し込みを可能としまして、NPO法人ホップの森がもう一度申請をしてきて、審査を経て主要団体に決定しております。

続きまして、3ページ目の⑤ですが、こちらは短期ショップを使用団体について、こちらはチャレンジショップ的にご利用いただいております。販売、展示を通して、資金調達等のサポートをしております。

4ページ目、5ページ目に参りまして利用者懇談会を開催した内容を掲載いたしました。一つ目は新しいプラザについて宮城NPOプラザを利用したことのある方と、いろいろ意見交換をいたしました。この時に新しい施設について、県からもご説明もいただきまして、そういったことをみんなで共有しながら、こういうふうなプラザがいいねというようなことの見解を出し合いました。

2回目につきましては、インキュベーション施設を使っている団体対象としたもので、その3年間を使用してプラザを卒業した後はどうやって拠点を設けて活動を展開していこうかといったあたりの情報交換を行いました。6ページ目に参りまして、こちらはNPO上の支援事業ということで相談事業、イベントといったものを掲載しております。

相談につきましては、専門相談と窓口相談に分けていますが、専門相談は専門家の方をお招きして、あらかじめ申し込んだ団体に対応するというものでございます。会計税務相談、認定NPO法人申請相談、

ボランティア、なんでも相談、SNS 活用相談、法人設立運営相談といったようなことを行っておりまして。②、③、④については指定管理者の実施事業として行っております。

窓口相談も 287 件寄せられたものに対応しております。7 ページ目の大きい 3 番がマネジメント講座、大きい 4 番が会計税務講座ですけれども、こちらはそれぞれ年 6 回実施しております。プラザとして取り上げるべきテーマはどういったものなのかというようなことを常に意識して、企画しているということと、あとは新しいテーマで実施、チャレンジしかつ新しい講師の方に依頼をするというようなことも意識しております。また、オンラインの活用も引き続き、取り入れております。広報につきましては、チラシ、ウェブサイトに掲載するところをベースに、メールのご案内、あとは電話でのご案内といったことも継続しております。大きい 5 番は行政職員向けの NPO 研修です。これは年に一度開催しているものなんですけれども、昨年度から初めて申込者限定なんですけれども、アーカイブ配信に取り組みまして、こちらが好評でございました。

続きまして 8 ページ目ですけれども、こちらは自主事業として実施したもので、山形市役所の後藤好邦さんをお招きして、官民連携について、どうしたら官民連携を進められるようになるかっていう、その職員としての行動のポイントみたいなお話いただきました。こちらは香川県ですとか、神奈川県、岩手県などからも宮城県にお越しいただきまして、宮城県 NPO プラザを知っていただく機会にもなったかなと思います。その下の宮城県内 NPO 支援センター研修、これは指定管理事業の中で年に 1 回オンラインで実施いたしました。9 ページ目でございますが、令和 5 年度宮城 NPO フォーラム、NPO の世代交代と事業継承を考えるというテーマで、NPO 法人 NPO フュージョン長池を創業された富永和夫さんをお招きしまして、ご自身は次の世代にも世代交代を終えられたということで、その時の様子であったり、富永さん自身の葛藤であったり、その後の関係性の築き方みたいなお話をいただきました。

続きまして、11 ページ大きい 8 番。その他施設の設置目的を達成するための事業ということで、県民の NPO 活動の促進というものがあありますが、ボランティア促進キャンペーンと 13 ページの市民活動サロンをやったんですけれども、キャンペーンは令和 5 年度 2 回目の実施でございました。NPO をまず知ってもらいたいというようなところが趣旨なんですけれども、ボランティアプログラムのある NPO の方々にお声がけをしつつ、まず募集情報をいただいて、今度はそこに参加する新任の方を募集するというようなものでございます。昨年度はあまりふるわずにですね、なかなか大変だったんですけれども、今年度は時期をずらしたり、いろいろ仕掛けを変えたりして、もう少し多くの方に参加いただけるよう取り組んでまいりたいと思っております。13 ページのその支援活動サロンにつきましては、NPO というのはどういう活動しているところなのかっていうことを分かっていたくようなことを目的に、どなたでも参加していただけるようオンラインで実施いたしました。こちら結果的には 13 名ということだったんですが、なかなか直前まで申し込みがなく、これではお話いただく方にも申し訳ないかなというところで、当初予定していなかった YouTube 配信も行いました。ボランティアキャンペーンと連動させてキャンペーン期間中 YouTube でこの動画を配信いたしました。その下の NPO が実施する事業への協力でございますが、NPO 共同バザーへの協力というものがございました。かなり前なんですけれども、みやぎ NPO プラザで秋頃に NPO の皆さんの販売だったりとか展示紹介みたいなお祭りのようなイベントを開催していた時期があったんですけれども、その記憶のある団体さんからコロナ禍でなかなかもう活動の場所もない一団体でこういったバザーをやるのは難しいので、皆さんで協働で何かできないかと

いご提案をいただきまして、11月に実施いたしましたものに対して、プラザはあくまでも後方支援ということで、会場の提供であったりとか、広報などでサポートをしたという事業がございました。これが意外に、参加団体も参加者の方々も想定以上に多くいらして、いいイベントになったのではないかなと思っております。

大きい9番なんですけれども、オンラインを活用した事業にどれだけの方が出席した、参加して下さったかということ拾っていったものなんですけれども、結果的には316名の方がオンラインの事業にご参加いただいたということでございます。15ページ目ですけれども、ここからはNPOボランティアに関する情報収集と発信についてということなんです、情報ネットの訪問者数等を掲載しております。令和5年9月から、それまで解析に利用していたGoogleアナリティクスが終わりましてGoogleアナリティクス4に移行した関係がありまして、前年度と大きな差異が出ております。(2)がブログであったりとか、その次SNSの活用、あとは16ページ目の(4)メールマガジンの発信などは、指定管理者の実施事業として行っております。(5)につきましては情報誌の発行なんです、隔月で全6回発行しております。最後のページ17ページ目(7)でございますが、県内のNPOが発行されている図書ですとか、NPOセクターの皆さんにとって有益であろうという図書を、みやぎNPOプラザ内で販売しております、こちらも指定管理者の自主事業として実施しているものでございます。以上です。

(石井山委員)

よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。情報はですね、多彩にあります。膨大なものが、かなりまとめられたということもありますので、簡単に資料の1などを使って振り返っておきたいと思えます。まず県下のNPOのデータですね資料の1で言うと1になります。トータルで言うと微増ということなんですけれども、設立団体はもっとたくさんあり、一方で解散団体はそれなりの数がありということで今回は資料の2の2ページになると思えますけれども、具体的にどういう団体が増え、そしてなくなり、そして移動したのかということを一覧にさせていただいておりました。新しい資料ということでどうもありがとうございます。こういった実態であるということです。もちろんこれ、NPO法人限定されていまして、一般社団等々の広がりについては、参考ということで、ここでは書かせていただいているということです。そして、2番目のプラザの事業についてはただいま堀川委員からご説明をいただいたとおりということです。コロナ禍から平時という戻り、攻めた事業もいくつかあったなというように聞かせていただきましたが、動員の面ではなかなか苦労も多いという、そういう印象も、受けたところでございました。3の促進委員会については、これはこの後、話題になります、複合施設に伴っての意見聴取ということで、計画策定部会というものが追加されたということでございます。遊休施設については2つが空いておりましたけれども、幸いそれが今回埋まっているということで、すべての施設が稼働しているということは、後でまた少し状況をご報告させていただきますが、喜ばしいことであったかなと思えます。

裏面にいきまして、5ページ5番目、6番目のその絆力と心の復興については、従来どおり、国からの受けている事業について各NPOに向けていただいているという流れでございます。7が課としての主催事業ということで、ここが拡充ということになっていますね。とりわけ、プロボノ事業については、従来年度末に行われることが多かったわけですが、これが先ほどのお話では、11月に開催というようなお話でありまして、比較的、この間の経験の中で集まりやすい日程を入れたということだと思いますが、時

期からすると内容について詰めていくのは今からということがありまして、この時間ご意見をいただくポイントの一つは、ここになるのかなというように思っておりました。その他については、書かれているとおりということで、おおよそ今そういう情報が披露されたということです。では、しばらく意見交換の時間にしたいというように思いますが、まずは質問ということになりますでしょうか。

(高浦委員)

高浦です。ご説明ありがとうございました。単純な質問になってしまうんですが、本題の方には入らないかもしれないんですけども、推進事業の発注ガイドラインのですね、資料2の1番最後のところ、21ページになりますけれども、こちらの1番下の令和6年度のNPO推進事業の選定一覧のところで、新規のここでご説明あったかもしれないんですけども、新規で入っているのが復興被災者支援絆力強化事業ということで、これは先ほど委員長からも話し合った復興庁の予算を使った絆力関連のいろんな支援事業ですね。それとの関連っていうことでは、どういうふうな助けになっているのかなって、少し疑問に思いまして、もしよろしければご説明いただいてもよろしいでしょうか。

(事務局)

資料22ページの一番下になり、21ページの一番下に7番として令和6年度NPO推進事業選定一覧と記載させていただきまして、昨年度からの変更点といたしまして、1番の復興被災者支援を行うNPO等の絆強化事業、こちらが新しく追加されている部分でございます。こちらの事業は当課の事業といたしまして、先ほどご説明いたしました、絆力内閣府の交付金を使いました絆力の事業の方で、例年実施していたものでございますが、これまではNPO法人に限らず、広く公募の機会があるというケースも想定しておったんですけども、これまでの実績なども踏まえまして、NPOの方に委託しているという実績がございますので、今年度改めて令和6年度につきましては、既存の事業にはなるんですけども、新規という扱いでこちらの発注ガイドラインの選定事業というふうに挙げさせていただいております。

(高浦委員)

委託で事業がこちらに衣替えされていますか。予算の出所は変わらない？

(事務局)

位置づけについてですけども、5年度と実施する取り組みそのものは大きな変更と言いますが、変わりはないんですけども、ここに書いてあるNPOの発注ガイドラインの対象事業に5年度は入れてなかったんですが、それも対象にすべきという判断で、6年度には入れたということでガイドライン上の位置づけとしては、新しい項目という意味でございまして、取り組みそのものは従来から継続して行っているものということになっています。

(高浦委員)

承知いたしました。中身はわからないけれども新たにこちらの対象に含めようということですね。

(石井山会長)

了解しました。ありがとうございます。ちなみに絆力の方がこういう形で位置づけられたということなんですけど、心の復興事業はここに乗っからなかったんですね。それはなぜだっていうことになりますかね。制度を理解するために、ご説明いただけることがあれば。

(事務局)

内閣府の交付金を使っております絆力の事業の方は、補助事業の他に、委託事業という形で実施しております。今回ご説明させていただきました。NPO 推進事業の選定というものが、委託事業に関する事業のみを対象としておりましたので、心の復興支援事業につきましては、現在、補助事業のみとなっておりますので、対象には入ってこないということでございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。了解しました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。今のように事実確認の質問にも結構ですし、どのような形でも結構でございます。よろしく願いいたします。

(中川委員)

中川です。詳細な資料を作ってくださいまして、ありがとうございます。私、被災地域から来ている委員ということもありました。この絆力ですとか、心の復興事業について15年で終わりたいなことがありまして、実は昨日もこれ、終わるのかなみたいなの、やはり皆さん不安の中で、やはりこういう委員会の中で、その中長期の政策といいますか、県としてどこまで支えればいいんだとか、出口はどうだとか、そういう議論ができていけばいいかなというふうに思うんですけども、事務局のご担当の方々としてこれ、今日ご紹介いただいたのはいいんですけども、こういうのを図りたいとか、こういうふうな方針どうでしょうかというの、どんなタイミングでそういうのを議論するものなのか、我々、あるいは委員が関わる、関わりしろがあるものなのか、そういうことを教えていただければありがたいです。お願いいたします。

(事務局)

被災地の復興にかかる事業ということの必要性の議論という部分につきましては、どの視点というよりは、それは様々な機会でご意見があれば事務局として承りたいと思いますし、それが今回の審議会の場であっても、そういうご意見があれば、お話を承りたいというふうに思っております。事務局としても、国の支援の制度のあり方、今は国の支援が大きな財源になっておりますけれども、継続したいというふうな考えは我々としても思っておりますので、そういった必要性については、県としても国の方には働きかけていきたいと思っております。

(石井山会長)

気になるところですね。そもそも10年が限界ではないかというところから、毎年毎年なんとか延長できているという状況があるわけですけども、しかし能登がああいう事態があったとかですね。そうすると、やっぱり支えていくお金、政府がどこに使っていくのかということに関しても、やっ

ぱりいろんなその見直しの機会っていうのは出てくるのかなっていうふうに思います。そうした中で県の立場としては、国が渡すということであればということ動いてこられて、なかなかそこに物は言えないということはあると思いますけれども、どうしてもそれが必要であるということであれば、そういう声を出すテーブルの内の1つがやっぱりこれだというふうに思いますし、何よりもこのお金を受諾されている団体がどれだけ優先度や貢献度が高い事業を展開したかっていうことが、次につながっていく、一番大きな根拠になっているかなというふうに思いますので、この中にも、選定に関わっていらっしゃる先生方、少なからずおられると思いますけれども、ぜひそういう目線でもって、いい形でお金を使っただけではなく、そういったアシストをお願いしたいなというふうに思います。

いかがでしょうか。この点に限定されなくても結構です。多岐にわたる情報でしたので、確認のような質問でも構いません。いかがでしょう。

じゃあ司会の立場で申し訳ないんですけど、1点、これは事務局とそれから堀川委員に質問ということになるのかもしれないんですけども、我々こういった情報について、評価分析しようとした時の1つの判断軸というのは、そもそも我々が5年に1度検討している計画や基本方針との対応で見ていくということになると思うんですよね。現在持っている基本方針が多様な主体と世代を結ぶっていうことになっています。つまりNPO同士が仲良くなるっていうだけではなくて、プロボノってというような議論もありましたけれども、企業であったりとか、大学であったりとか、学校であったりとかなかなか、そのNPOとは異質であって、なかなか混ざらないところと繋がっていくと、そしてまた世代をつないでいくってということが1つキーになっているのかなというふうに思うわけです。

今日の、先ほどのプラザのご説明では、自主的に作られた事業がそういうところに関して、だいぶ攻めた中身を作っただけじゃなくて、作ってらっしゃるところがあるのかなと行政との研修をはじめですね、作ってらっしゃるのかなというように、思ったんですけども。しかし、なかなかやっぱりどうやって苦しんでいらっしゃるってこういうところもありましたし、あと一方、こういうデータの中では出てこないんですけども、小中高等学校や大学との連携ですよね。そうしたところでやはり大きな期待があったりするんじゃないか。総合の時間や探求の時間にですね、様々なところで貢献していける可能性はあるんじゃないのかなっていうようにも思っておりまして、そういった方針との関わりで、どのような振り出しを今作ってらっしゃるのか、そこでの課題は何なのかってということについて、少し補足的な情報を出していただけると、ありがたいなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

#### (事務局)

民間非営利活動促進基本計画の方に掲げております施策の方向性といたしまして、一つですね、多様な主体とのパートナーシップの確立というところがございます。県といたしましてはこの計画ができる以前からも、各部局におきまして、NPOと多様な主体との連携は、それぞれの分野において図られているものと認識はしております。ただの今後、この部分をより積極的に連携を図っていくということ、こちらの5次計画の方にも入れさせていただいております。実際にどれぐらいの連携が図られているかというものを可視化した資料というものがすみません、今現在のところご用意できておりません。県といたしましては、今年度策定いたしますみやぎNPO情報ネットにおきましても、多様な主体との連携というところをより促進していくということを目的ともしておりますので、こういった連携が図られているか、こういったところが足りないのか、課題も含めまして、今後、資料として作成を検討してまいり

たいと考えております。

(石井山会長)

ありがとうございます。もしプラザの中でこういう点での苦労があるんだっていうような話もあれば、是非と思うんですけど。

(堀川委員)

小中高校との連携ってということでいいますと、なかなかこう広域支援施設であるがゆえというわけではないんですが、1つの学校と連携して何かをやるっていう事っていうのは、なかなか機会がないんですよ。多分、県内の支援施設の皆さんは、その地域の学校に行ったりとか、それで結構連携されている部分はあると思うんですけども、プラザはどここの地域を目指して連携したらいいのかなっていうのは、正直、迷うところではあります。

あとは企業については、やはりその企業との協働をしたいと考えているNPOも非常に多いので、そのあたりがまだ事業として形になってはいないんですけども、諸々こう情報収集だったりとか、その企業の方にお話を聞くみたいところは少しずつ取り組んでいるような状況でございます。

(石井山会長)

ありがとうございます。もっともだという話だったというように思いました。とりわけ小中学校となると所管がどうしても市町村というところもあって、難しいということがあるんでしょうけども、逆に高校となると、基本、都道府県立ということもあるので、そういう繋がりはおそらく今後非常に大事になってくるかなというように思いますね。ありがとうございます。他いかがでしょうか。あと1つ2つぐらい、よろしく願いいたします。

(五十嵐委員)

五十嵐です。資料とご説明どうもありがとうございました。2点ございます。まず1点目ですが、2月の末に開催していただきました、プロボノの普及啓発セミナーについて、これまで何年か開催されているかと思えます。企業からの参加はどういった伸びになっているのか、どんな企業さんたちが参加なさっているのか教えていただけますでしょうか。社会に取組がどれだけ普及しているのかという疑問からでございます。

もう1点がまとめていただいたこの事業報告資料の中で、今後、こういった観点でデータ分析するのはどうですかという意見です。例えばFacebookや、Xツイッターに「いいね」やフォローがあるのはどういった記事なのか。どういったタグ付けに対して、地域の人たちが関心を示されたかを分析されると、今何が求められているかという観点で、今後役立つのではと考えております。2つ目はあくまでも意見ですので、今後の分析に役立てていただければと思います。以上です。

(石井山会長)

事務局、よろしいですか。

(事務局)

最初のご質問のプロボノの参加者の状況でございますが、令和5年度に開催したセミナーには34名の方がご参加いただいております。そのうち企業につきましては9団体ですね。9名の方にご参加いただいているところでございます。おそらく五十嵐委員からご紹介いただいた企業様の方も、ご出席いただいております。個別の、企業名の方は今控えさせていただきますが、34名の9団体が企業、それからNPO団体ですとか、そうですね大学、それから公的機関の方の参加がございました。

(五十嵐委員)

どうもありがとうございます。

(石井山会長)

いかがでしょう。この点に関しては、先ほども確認をしましたけども、事業を変えて力を込めて、今から事業の中身を作っていくということではありましたが、今話題にさせていただきました、情報がきちんと届くとか、そういう方法もそうですし、内容の方もそうですし、今、事務局としてはアイデアを求めたらっしゃるっていう、そういうタイミングになりますかね。もし皆様の方からご助言できることがあれば、ぜひと思いますけれども、いかがでしょう。

(西出委員)

すいません。オンライン参加の西出ですが、よろしいでしょうか。

(西出委員)

さっきFacebookとXの話があったんですけど、今ほとんど学生はFacebookは使っていないくて、Xとかインスタとかが主流になっているんですけど、先ほどの資料ですとFacebookの方が情報の発信の数が多いようなんですけど、この使い分けを戦略的にそれやっつけていけるといいのかなっていうふうに思いました。若い人、特に若い人向けにXを本当に利用していただくとかっていうこと、それが一点と、そのプラザの事業の報告の方で、先ほども委員長おっしゃっていたように、成果についても具体的に詳しく書かれていて、わかりやすかったなと思います。そういったその実際に事業をやった結果、そのどういふ変化があったかっていう成果などについて、協働事業についても、お互い協働事業の連携事業の評価を、成果や課題っていうのを報告書として、報告書の一部に書いていただくと、よりわかりやすいのかなというふうに思います。以上です。

(石井山委員)

ありがとうございます。いかがでしょうか。これは前者は事務局ということになりますかね。後者は堀川委員に少し感想を振っていることになりますでしょうか。Xやインスタの方に学生さんたちは見ているということですね。

(堀川委員)

それも多分全部プラザかと。

(石井山委員)

では堀川さんよろしいですか。

(堀川委員)

ありがとうございます。先日、みやぎ NPO プラザの運営協議会というものを開催した中でも全く同じ意見を頂戴いたしました。今の若い方は、インスタグラムを1番見ると、若い人に届けたいのであれば、そういったところの媒体を使うのがいいのではないかとということで、私たちもそれを聞いてですね、インスタグラムに今年度取り組んでみようかというような話を今進めておりまして、そのあたりはやっていきたいと思います。こちらの今日お配りしている事業報告っていうのは、その運営協議会の時にお配りした資料でもあるんですけども、一つ一つの事業を実施して、どういう成果があったかっていうあたりまでは、確かに記載しきれていない部分がございますので、そこにつきましては、今後、分かりやすいように作成してまいりたいと思います。以上です。

(西出委員)

ありがとうございました。

(石井山委員)

ありがとうございます。いかがでしょうか。これは尽きないところがありますので、もしかしたら振り返ってまたということであったりとか、とりわけ先ほど話題にしましたプロボノの事業についてのアイデアっていうのは、この時間に限定せず、事務局に何かありましたら、ぜひ出していただきたいなというように思います。そういうことで一旦この議事の1については閉じさせていただくということでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、お勧めさせていただきまして、議事の2に入ります。

宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画について事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

事務局の下村と申します。着座にてご説明させていただきます。

それでは、議事事項(2)宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画について、資料4、資料5にてご説明いたします。

初めに、本計画の策定の経緯について、ご説明いたします。令和5年7月に「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営方針」を策定し、それを基に、より具体的な「管理運営計画」を策定するため、昨年度の促進委員会や、促進委員会管理運営計画策定部会にて皆様からご意見をいただいております。昨年2月に開催した令和5年度第2回促進委員会でいただいた意見を反映し、昨年3月に開催した令和5年度第2回管理運営計画策定部会で案をお示しさせていただきました。

さらに管理運営計画策定部会でいただいた意見を反映して、今回、管理運営計画案をとりまとめまし

た。2月の促進委員会の意見を反映し、「第3章 宮城県民間非営利活動プラザ III. 組織計画 2. 組織体制」に県民会館の連携について図を追記等いたしました。また、3月の管理運営計画策定部会の意見を反映し、「第一章 はじめに」に「III. 施設複合化の効果」を追加し、「第3章 宮城県民間非営利活動プラザ I. 基本コンセプト」の『1. NPOを取り巻く国の動き』、『2. NPOを取り巻く現状と課題』、『3. 県計画での位置づけ』、『4. 県内の現状について』の項目を追加しております。

まず、資料4「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画概要版(案)」についてですが、こちらは「資料5 宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営計画(案)」の概要をまとめたものになりますので、後ほどご参照いただければと思います。本日は、資料5にてご説明をさせていただきます。

初めに、資料5を一枚めくっていただいて、目次をご覧ください。資料の構成は、管理運営方針と同様の構成となっております。「第一章 はじめに」の「III.施設複合化の効果」が朱書きとなっておりますが、本資料は、NPOの関係部分に関しまして、令和5年度第2回促進委員会管理運営計画策定部会から新規で追加した項目を朱書きとしております。そのため、この「III.施設複合化の効果」は新規の追加項目ということになります。このほか、「第3章 宮城県民間非営利活動プラザ I. 基本コンセプト」の『1. NPOを取り巻く国の動き』、『2. NPOを取り巻く現状と課題』、『3. 県計画での位置づけ』、『4. 県内の現状について』の項目を追加しております。

本日は、今回新規で追加した項目について、ご説明をさせていただきます。

では、資料2ページをお開きください。

「第1章 はじめに」の中に、「III.施設複合化の効果」という項目を追加いたしました。内容として『宮城県民会館と宮城県民間非営利プラザの複合化により、互いの機能を確保しつつ、文化芸術やNPOの関係者をはじめとした様々な分野の個人・団体の連携・協働を創出し、より効果的な活動が促進されることが期待されます。また、複数の機能や異なる目的を持つ施設を1か所に集約することで、類似用途の諸室や共同利用可能な諸室の共有化などによる施設規模の適正化と稼働率の向上、効率的な施設管理も期待できます。本施設において、文化芸術と民間非営利活動との連携・融合を図り、豊かな社会の実現に寄与できるよう運営してまいります。』という記載を加えました。この表現につきましては、複合施設は企業や大学、教育機関などが連携して協働していくための拠点施設となることの必要性や障害者アートなど多様な文化芸術活動の場となり、文化芸術と民間非営利活動の融合による相乗効果が生まれるような施設を目指すべきという意見を反映し、追加した項目となります。

続きまして、資料36ページをお開きください。

基本コンセプトの「1. NPOを取り巻く国の動き」といたしまして、平成10年12月の特定非営利活動促進法の施行やその後のNPO法人の社会的重要性の高まりを背景として、平成23年6月行われた法改正、また、東日本大震災からの復興支援の取組など、NPOに関する国のこれまでの主な動きについて記載しております。その状況を踏まえ、『新たに整備するみやぎNPOプラザにおいても、東日本大震災を契機に、より地域課題の解決のための新たな担い手としての役割が高まっているNPOと多様な

主体との連携・協働の機会を創出することが求められると考えます。』とし、今後も課題として取り組んでいくものと考えております。

次に「2. NPOを取り巻く現状と課題」といたしまして、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、価値観の多様化等による地域コミュニティの希薄化が進んでいること。また、東日本大震災の被災地においては、これまでの地域コミュニティが崩壊し、新しい環境でのコミュニティの再構築が課題となっている現況等について記載しました。一方で、東日本大震災を契機に、住民が互いに助け合いながら、地域の課題を主体的、自立的に解決しようという意識が高まり、NPOの活動やボランティア活動に対する有効性・必要性が再確認されております。それを受けて、NPO法人や市民活動団体のほか、一般社団法人及び一般財団法人にも広がりを見せ、社会的・公益的な活動に取り組む団体が増え、現場の実情に即した柔軟かつ機動的なサービスの提供が求められており、NPOは、従来の公共サービスでは十分に対応できなかった課題に対して成果を上げるなど、その役割は大きさについての記載をしております。

次に資料37ページをお開きください。

「3. 県計画での位置づけ」といたしまして、県の最上位計画である「新・宮城の将来ビジョン」やNPOの活動促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を目的として策定している「宮城県民間非営利活動促進基本計画」を踏まえて、管理運営計画には複合施設に期待されている効果等について具体的に示すものとしています。

次に「4. 県内の現状について」といたしましては、みやぎNPOプラザを含めた県内のNPO支援施設の設置状況や東日本大震災の発生により、県外・国外からの多くのNPOやNGO等が被災地で活動している状況、さらに新たなNPOが数多く立ち上がり、被災者支援や復興支援に向けたネットワークが形成され、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築など様々な事業や取組が行われてきているという県内の現状についての記載を加えております。そして、『新みやぎNPOプラザとしては、県内全域のNPO活動促進に資するための中核機能拠点として期待されるとともに、なお息の長い取組が必要となる復興の完了に向けた地域における様々な社会課題の解決にも資することも併せて目指しています。』という記載を加えました。

これらの新規項目を追加した36ページから38ページまでの「I.基本コンセプト」において、令和5年7月に策定しました「宮城県民会館・宮城県民間非営利活動プラザ複合施設管理運営方針」では『運営計画の展望』という項目を設けており、『初動10年間の計画とします』等の記載をしておりました。今回、10年間と期間を設けるのではなく、状況に応じた管理運営を行っていくため、『運営計画の展望』という項目を削除し、今回追加させていただいた『NPOを取り巻く国の動き』、『NPOを取り巻く現状と課題』等の項目を追加させていただいたものになります。

管理運営計画の検討内容についての説明は以上となります。

(石井山会長)

ありがとうございます。こちら繰り返しません。今ご説明いただいた中身ということで、赤字の部分が新規で修正が加えられたということになりますけれども、ご質問ご意見よろしくお願ひいたします。

(高浦委員)

高浦でございます。先ほど県民会館さんとの連携を図の上で表現いただいたりとか、ありがたい限りなんですけど、改めてそれぞれの館長が責任を果たすべき対象っていうのが、どこなんだろうっていうふうに思いますので、例えば資料5の4ページですかね、建物構成、施設内構成になっていて、1番右上で1階フロアに民間非営利活動部門とありますけれども、ここにNPOブースとか交流サロンとか事務室が入ると思うんですけども、まずこの拡大図が欲しいなるところがあります。

そしてNPOプラザの館長は、あくまでこの非営利活動部門のスペースについて、責任を負うと。それ以外のスペースは県民会館の基本的な管理対象となるという理解でよろしいでしょうか。

ちなみに次のページに諸室一覧表があるんですけども、すべて県民会館スペースのものでしかないように思いまして、やはりその下にプラザスペースも説明枠が欲しいなと思ったんですけど、この辺りいかがでしょうか。

(木村課長)

ご意見ありがとうございました。

今の時点で正直な話をすると、両館長の業務の整理付けはまだできていないというところでありまして、資料4にもありました上の方の、文化芸術条例ができ基本構想があって、それから医療センター跡地の基本構想みたいなのがありまして、どうしても県民会館の再編というか、新県民会館主導で進めることがありました。そこは否定できませんので。ただ我々いまここでNPOの話をしている委員会の中で、4ページのような資料というのは分かりづらいものがございますので、こちら辺はより詳細なものとか今後出していきたいと思っております。それからまだ館長同士のお話のところは今後詰めていきたいと思ひます。

(中川委員)

中川です。県民会館がほんとにメインだなというのが感じられて、相乗効果のことですね、書いていただひてほんとにありがたいんですけども、大変申し訳ないですけど、書いてあるけれども実務がどうなんだろうとか、本当に一緒になって目指すものを話しあってこうしたっていうものではなくて、施設が開館したとき、その5年後とか、例えば施設が30年続くと言うときに、誰がどうなって設計したのというような、結局、2つの建物が一緒にあるだけじゃないですかっていうことになりそうで、子の代、孫の代にこういう機能でいいんだろうかというのを改めて私としては、懸念を持っています。赤で追記していただいたところ、37ページなんですけど、すごく気になったのが、下から2行目の「復興の完了に向けた」というところなんですけれども、阪神淡路大震災の被災地も復興の完了ってしてないんですね、実は。兵庫県さんとかも。この単語が出る度に私たちぞわぞわってするんですけども、完了っていうステージをどうお考えなんだろうということで、結局言えてないところがほとんどで、一部自治体でうちは完了したとか完結したとか首長さんが仰ってるんですけど、そもそもそう宣言することが難しい。こ

の前、兵庫県の方も仰ってたんですけど、長田(ながた)のああいうところがどうだったとか、まだ総括、整理ができていないんです。30年経とうとするときも、こう仰っているので、こういう表現を安易に使わない方がいいのかなというのが1点です。

それから東日本大震災についてはですね、同じく兵庫の例で私も委員会の時に言わなかったなど、兵庫ボランティアプラザというのが、要は災害ボランティアセンター機能的なのと、組み合わせたようなそういうプラザを作っちゃって、例えばそのトップページとか、神戸から岐阜と災害ボランティアバスの運行についてとか、そういうのが載っちゃって、まさにこれ宮城県にあってもいいんじゃないのという。あとはInstagramの初級講座とかがあって、まさに今話していたような機能を阪神淡路大震災があった兵庫県だからこその機能、箱として運用されているなどというのがありまして、じゃあ宮城のNPOプラザなのに、そういう機能もなくて、というような形に今なりそうなので、やはりまた先人から学ぶところ、先輩から学ばしていただいて、宮城だからこそのこのNPOプラザなんだ、あるいは県民会館と合わさった複合施設なんだってまだまだ頑張れるんじゃないかなと私は思いましたので、意見があります。

最後、3点目なんですけど、NPOと連発しているけど、私NPOではないという人の方が多いのではないかと。しかもNPOよりも一般法人の方が数も多いし、町内会やソーシャルビジネスみたいなのがあってもいいし、もっと違うコンセプトの方が、より良い宮城のために、良い施設になるんじゃないかということも含めて、もう決まっちゃっている部分もあるかもしれないですけど、もう1回ここはとお願いできることがあれば、先ほどの3点含めて、今まで計画策定部会でも意見が出ていたので、そういうのをに入れていただける機会があればと思いますので、ご見解を教えてください。以上です。

(木村課長)

37ページの「復興完了に向けた」というところはですね、確かに我々も実際その場で体験した者としては、これはいろんな、ほんとに百人百様で意見はあるんですけど、やはり13年以上経ちましてですね、一方でいつまで完了しないんだという意見もありますので、ここにこのくらいの表現で残しておいて、我々が忘れることはないんですけど、忘れないとか戒めとして言葉として逆にしておく。で、阪神淡路の事例もごさいますけれども、哲学的なものもありますけど、何をもって復興なんだというところもごさいますので、そこは実はそこまで厳密に書いているものではないです。

こういったもので逆に取りなさいとか、必要だから入れなさいというところはまだ案でございまして、ご検討いただいても構いませんけれども、我々はいつ終わるか分からないけど、ガウディの教会じゃないんですけど、でも入れておかないと、この覚悟で進まなければならないというところはあるので、こういった記述にさせていただいております。

それから兵庫のボランティアプラザみたいな形式につきましては、NPOプラザで共同参画社会推進課という範疇でできるところは進めていくんですけど、伝承課とかの方でもですね、事業のところもごさいますので、そういうところと整合性もつけなければいけない。そういうのは逆に言うと、この管理運営計画で載せるよりは、全体的な県の施策の中で検討できるところもあると思いますのであまり我々もここに書いて囚われすぎないようにですね。そこまでの記述はしてごさいません。

それから3点目のNPOという表現は仰られましたようにNPO以外の幅広い団体というか、主体が

あって、私も共同参画社会推進課で仕切っているというところからすると、NPOではなくて、前意見あったかもしれませんが、愛称というか呼称みたいなものですかね。そういうものか何かもっと広い概念っていうのは、NPOという表現とかではなくて、そういった主体の集合体みたいなものでいい単語があれば、そういったものに変えるということは、やぶさがではないとか、もっといい言葉があれば、当然それを使っていきたいと思います。今はどうしてもNPOプラザと言われているところがありましたので、もう皆さんとか、一般県民の方々の耳触りももうNPOで馴染んでいるのかと思いついて、この表現にしております。以上でございます。

(中川委員)

すいません。このやっぱ復興の完了のそこだけはどうしても考え直していただきたくてですね。改めて被災地域の話であれば復興がやっている何々事業だから、堤防だからとかっていう表現があって、もう住民さんと復興事業っていうのが乖離しているところもあるんですね。もしどうしても書かれるのであれば、復興事業って復興予算である事業が終わるかもしれないですけども、やはり市民県民の一人、一人、ご遺族の方々にとって復興が終わるみたいなことがかなり難しいっていうのが、もし県の文書に書いてあっても、私にとって復興って、いやもう被災地のつもりはないよっていう人もいれば、完了って言われると違和感あるよって人がどうしても出てくるような問題ですので、県庁としてこういう復興事業として終わるべきものを終わるといようなことを書いていただくと、まだ納得もできるんです。こうすると、県民全員が完了したような表現になりますので、そのところのご配慮だけはいただけると本当にありがたいです。お願いします。

(石井山会長)

ありがとうございます。そうですね。やっぱり県民の納得感が得られる表現にこだわるっていうことはやはり大事な事かなというふうに思って聞いておりました。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

(青木委員)

青木です。説明ありがとうございました。前半の部分についての確認と、赤字のところ、感想を含めて2点お伝えしたいと思います。先ほどの高浦委員も触れていらしゃった、4ページの1階フロアに民間非営利活動部門と指定されているところが、いわゆるプラザのところと直接関連するスペースになると思います。この書きぶりであれば、5ページのところの諸室一覧表に、その部門のNPOルームとか、個々の空間の諸室名の情報も盛り込まれてよいと思いました。それと、下から2つ目のところに芝生広場の漢字表記があります。3ページの図面のは緑地広場の名称で書かれています。作成段階が違うようですが、整合性が今後必要になってくるのではないかと感じました。その民間非営利活動部門の諸室情報がプラザのページにも含まれていてもいい情報だと改めて思いました。

屋外展示エリアが特に図面上や、前段では触れておらず、諸室の項目で触れていると思いました。

36ページの第3章で赤字で入れていただいたところについて。1番のNPOを取り巻く国の動きで、NPO法人の方に着目して結構な情報が書かれています。任意団体もありますので、対象としている動きからすると、任意団体の存在や、小規模の動きがイメージしにくい印象を受けました。

もう1つ、法制度のことに触れるのであれば、2のNPOを取り巻く現状と課題に、一般社団法人や財団法人の云々とがあります。どこまで書くかですけれども、1のところでは公益法人制度改革にも少し触れてもいいかと感じました。先ほど中川委員が触れられた、37ページの復興の完了の表現は私も同じように感じました。復興事業が終わるという認識は共通してあると思いますが、個々の復興に関する捉え方は、ここでどこまで県内の、県庁という項目として触れるのがいいのかといったところは、もう少し対話や、捉え方についてのディスカッションを経てもいいのではないかなと感じました。

(木村課長)

ありがとうございます。今、聞いて覚えている順番から、逆に37ページから回答させていただきますけれども、青木委員も仰られたご指摘ありましたので、そういうための会議ですので、この表現を少しまた再検討させていただきたいと思います。それから36ページにありましたこの記載の仕方はですね、確かにここでいう2番目のNPOを取り巻く現状と課題というのは結構、基本計画の方から引用していたような表現でもありますので、そこでは確かに、今まで使ってきた計画の中でも、こういうふうにNPOと入っていたところが結構ございましたので、そのまま我々も少ない時間の中で踏襲してしまいましたけれども、こういったものをせっかく作る機会でもありますので、表現とかがまた良いものがあるのか原案作ってみまして、またお示ししたいと思います。それに合わせて、公益法人改革とかについても1番のところでは触れるかどうか検討させていただきたいと思います。

それから3ページ、4ページ、5ページあたりに戻っていただいてのお話なんですけれども、確かに6ページより前はですね、我々合わせての話になりますので、当然5ページにNPOがらみの諸室情報もあるべきであろうと思いますので、この辺はうちの方の内容も示したいと思いますし、先ほど会長にも申し上げられましたけども、高浦委員でしたか、やはりNPOに関する図面上の情報が少ないので、この辺をもう少し具体的に言って、今この計画作っていた消費生活・文化課に申し添えたいと思っております。それから先ほどの3ページの緑地広場、それからの5ページにあります。芝生広場とか多分単純にあちらで扱っているコンサル等が単純にミスしたんだということで、意図しての使い分けではないので、こちら辺は正しい用語として統一するように、これも修正いたします。ありがとうございました。

(渡邊委員)

ありがとうございます。フレーム・ラボの渡邊と申します。たくさん資料を作っていただいて、分かりやすくなりました。私からは3点お話しさせていただきたいと思います。

この資料5の目次のところで比較で見えていただくのが1番分かりやすいかなと思うんですけれども、第2章が県民会館、第3章がプラザということで、管理計画書いてあると思うんですけども、比較していきますと県民会館の方の時計数字3番のところに広報宣伝計画とございまして、21ページを開きますと、開館までのところの流れであったりとか、広報戦略であったりというところはちゃんと書いてありますが、このあたりのところに関して、プラザの情報がないように思います。例えば、この21ページの下の方を見ますと、オープニング事業の実施、開館記念式典の実施と書かれています。プラザもぜひそのような形で開館に当たってのお披露目の計画や、みやぎ情報ネットのリニューアルが進んでいると思いますが、一緒に取り組んでいって、双方が発展できるような広報、情報発信を、戦略的に計画として取り入れていただくと、広く皆さんに市民の皆さんにもキャッチしていただけないかなという

ころと、やはり開館式典をプラザもやっていただければいいかなということも思っております。

もう1点2つ目が、NPOについてのお話が今出ていましたが、私の記憶だと、前回の計画を立てるときにNPO法人とNPOという定義を整理したような気がしていて、NPO法人っていうのはやっぱり法人。法律が関係するので、法人の何々っていうところにとどめたかと。NPO、例えばこのNPOを取り巻く国の動き、36ページで書いてあるNPOっていうのはNPO、市民活動とか、それに即した活動、広義の意味でNPOという言葉が多分その時に整理したかなということ思い出していたので、付け加えさせていただきたいと思います。

3点目が情報提供で、今回出てるこの実態調査の概要版のところにもあるんですけど、これ回答率50%におよぶNPOの調査の中で、まだ復興支援をやっているのが2割出ていました。やはり、そのところはすごく重要な情報だと思いますので、この辺りの検討するときに取り入れていただけるといいんじゃないかなというふうに思ったところです。以上です。

(木村課長)

プレ事業オープニング事業、それから広報宣伝とかに関しましては、確かにわたくしどもの施設の方でも行っていくべきことではありますので、一応39ページ、40ページのところにも若干は触れてはいるんですけども、よりそういったところをPRできるような、あるいは章の中で動かすかとか、見せ方も出すように工夫したいと思います。それからNPO、NPO法人等など、その言葉の使い分け方には一度、事務局の方で持ち帰らせていただきたいと思います。それからこの完了についてのことは再度検討させていただきたいと思います。このぐらいの回答でよろしかったでしょうか。

(布田委員)

地星社の布田です。何回も出てきているので、しつこい感じで申し訳ないんですけど、NPOの言葉のさす範囲のところですね。今、NPOっていうのとNPO法人っていうような、渡邊委員の方から話し出しましたけれども、こういう県の計画とか、そういうところでNPOって法人つかないで、使ってるときってNPO法人に限らず、民間の非営利の方の公益的な活動をしている団体というふうな、もう少し広いものを指しているっていうふうなところかと思えます。そういう使い分け自体はされていると思うんですけども、NPOってただ言ったときのこう受け止め方としてなんですけれども、我々こういう県の会議出たりとか、県とかのレベルで、NPO支援とか中間支援の仕事している場合、NPOって言ったら、法人格取ってないところも含めてNPOですし、一般社団とかも含めてNPOですよっていうふうな、そういう認識かと思うんですけども、ただそういうNPO支援やったりとか、こういう県のこの促進委員会のようなところに出ている人たちの認識と、あと現場で活動している人の認識のずれみたいな結構あったりしまして、自分たちはNPOじゃないと一般社団の方が仰ったりですとか、あるいは任意団体の方が、自分らNPOじゃないのでっていうふうに仰ることってよくあることなんですよね。そういうふうなこともあるので、こういう県の正式な計画とかだと、そういうふうにNPOというふうなことで、何か注意書きでこういうものも含みますよというような書き方になるかと思うんですけども、現場の捉え方として、そのような捉え方もされるっていうのは、どこかで認識しておかないと、やはり実際にこう施設が動き出したようなときに、自分たちこの対象じゃないんじゃないかって思われるようなこともあるので、そういうことは注意した方がいいのかなっていうふうなことを感じましたというのが

1点と、あと何回も言っている話、私とかですれ言っている話なので何回も繰り返して申し訳ないところあるんですが、今回の管理運営計画のところでもNPOという言葉がたくさん出てきているというところはある程度仕方ない面はあるのかなってというふうな事務局の皆さんも結構頑張って、こういう書き方にしてくださっているっていうふうなところはあるんですけども、やはり上位のそもそものその民間非営利活動促進条例ですね、そういう条例があるから、こういうふうな書きぶりになっているっていうことは承知しているんですけども、やはりその条例自体がもともとそのNPOの法人制度できた時にできた条例であって、時代背景もやはり変わってきているというところもありますので、その大元の条例自体、NPOを支援するっていうことだと、そういう非営利活動をしている組織を支援しているというふうなことになると思うんですけども、今、そういうこう地域を良くしようという活動しているような主体ですね、NPOだけじゃなくて、企業も結構そのCSRの活動ですとか結構やっておりますし、大学とかでもやはり社会貢献的なこと、いろいろやろうというふうになっていて、NPOとかも含めて、そういう多様な主体の連携って、すごく重要になっている。だからそういうのもこの計画の中に入っていると思うんですけども、大元の条例がそのままですとなかなかいずいと言いますかね。そういうところできてきているかと思しますので、この運営計画については、こういう表現になってしまうっていうところはあるかと思うんですけども、将来的にそういう大元の条例自体、これでいいのかっていうことも検討していただければと思います。以上です。

(木村課長)

ありがとうございます。やはり言葉とか用語の定義については、我々行政で使っているような感じ方、現場での使い方、それから各団体の方々の比べ方とかもあるかもしれませんので、場合によっては簡単なこう用語の定義みたいなですね、そういった表現上の工夫もしたいと思います。

それから条例制定時とですね、今の社会情勢から本当にそういった言葉遣いでいいのかどうかも検討させていただきたいと思っております。それからいい訳というわけではないんですけど、管理運営計画くらいの持っていき方ですので、場合によってはそこまで報告とか学术论文のようにカチカチにはならないかもしれませんが、できるだけそういった心配は除去するような方向で、また表現改めたいと思いますので、よろしくお願いします。

(石井山会長)

ありがとうございます。私も委員の一人として委員、意見を言わせてください。座長という立場の中では、どちらかという調整的なことで役回りを果たさないといけないのかもしれませんが、大事なタイミングなので、辛口になるかもしれません。

僕はこの計画の1番の弱点といいますか、欠陥は第一章だというように思っています。例えばその第1章、1ページ2ページ、つまりこれ2ページしかないんですよ。つまり、この施設を統合していく基本的な考え方について、2ページしか記されていない。しかもですね、この2ページ目の時計文字の3の施設の復興の効果3つの段落で文書が書かれています、1つ目の段落というのは県民会館とプラザそれぞれ両方ともきちんと機能を残すんだってということが書いてあります。で、2つ目は、ただこれ施設が1カ所になれば、似たような施設を共有することができるから、削減効率化ができるんだということが2段落目にあります。3番目は連携融合していくんだということしか書いてないんです。

つまりこの文章というのは、あえて書かなくてもいい言葉しか書いてないっていうように、僕は読みます。つまり、これはほとんど白紙と一緒になんですけど、当たり前のことしか書いてないということです。何が言いたいかというと、アートの拠点と市民活動の拠点が一緒になることによって、一体どういう新しい価値を作っていくのかということについて何も書かれてないんですね。それぞれの施設がそれぞれ別個に、これまでずっと議論が続けられてきているということです。

そういう状況の中で今回、我々策定部会というのが出来上がり、この中の委員、何人か参加をし、これまでそういう議論がほとんどなされてなかったことを確認しました。であるから遅いかもしれないけれども、今からこの2つが出来上がることによって一緒になることによって、一体どういう新しい価値をこの県の中に作るべきなのかっていうことについて、いくつか意見を言ったわけです。下村さんは多少そういう意見を踏まえて、この文章を書いたんだというふうに言ってはくださったんですよ、口頭で。しかし、文章の中には盛り込むことができなかつた。で、おそらくそれは我々は委員の立場でそういう議論はしましたが、県の中でですね。そういった複合のコンセプトを作っていくための協議というのがまだなかなかできてないっていうことなんだと思うんです。

しかし、やっぱりタイミングから考えますと、この時期にですね、やっぱりそういう2つの施設が一緒になることによって、一体どういう新しい価値を作っていくのかっていうことについての協議と、そしてそういう1章に基づいて、2章、3章をどのようにしていくのかっていうようですね、アップデートですよ。それをしていくということが極めて大事だというように思っていて、僕としては、大変なことかもしれませんが、やっぱり県民会館の方々、検討されている方々と、我々部会のメンバーでも構いませんし、ないしは部会の意見を受けた方々とでやっぱり新コンセプトをきちんと考えていただくという時間を熱烈に持っていただく集まりにさせていただきたいという、そういうような意見。結構強い意見でございます。できることは限りがあるかもしれませんが、こういう1章の内容で進んでいくというのは非常に厳しいですし、そもそも一章の内容をきちんと反映させた二章を作っていく、三章を作っていくという議論ができないというのは大変まずいんじゃないかなというのが策定部会にも参加をさせていただいていた一員としての感想ということになります。もし今の段階でお答えいただけることがあれば、申し訳ございませんけれども、お答えいただけるとありがたいです。

(木村課長)

私も共社課側の人間として、部内で議論してみたんですけども、今までの流れで、このNPOの促進委員会もあって、それからこの令和2年のあたりから、こういった基本構想もできていてという中で、私の力不足かもしれませんが、盛り込めたのがここまでだったということでございます。勢いで入れられるかどうかをここで確約と言うのは、ここは促進委員会ですので、もちろん委員の皆様のご意見を賜ってですね、県政に反映するための場ではございますけれども、実際執行するその部局内におきましては、なお一層頑張りますけれども、旗色は苦しいなというところでございます。抽象的な表現で申し訳ございません。なんとか一緒に私も合築ではなく、複合施設なんだよということで申し添えたんですけども、私の課で出したのはここ1ページ全部入るぐらいのボリュームで文章を出させていただいたんですけど、各方面との折衝関係でこうなっているというところが事実でございます。

(石井山会長)

苦しんでいらっしゃるどころだなというように思います。でも、少しこういう話題を振った者として、少しアイデアベースの話をしてしまうと、おそらくやはりこれまでの流れや歴史があるから、県民会館、それからプラザというのは、それぞれにきちんとしたセクションとしてまとまりを作り、受託していく団体というのでも別れるってというような形になる可能性があるかなというように思うんですけども、ただ、別れるっていうことになれば、結局、2つの施設がそのままただ寄り添うだけだっただけという形になってしまう。であるならば、この2つが一緒になることによって、どのような新しい事業が創造できるのかっていうことを実際、そのソフトを創造していく第3の部局みたいなものが、例えば付け加わるということは管理運営計画の範疇ということになると思うんですよね。で、そういうアイデアも含めて、やはりせっかく複合になっていくのであるならば、プラスアルファをやはり作っていくような議論の踏み出しを期待したいというように思っていますし、すでにそういうアイデアを部会の中では各委員が様々に仰ってらっしゃったかなというように思いますので、生かしていただければなというように思っております。

(木村課長)

頑張ってみます。

(石井山会長)

ということで、少し暴走してしまいましたけれども、もしご意見持っていていらっしゃる方おられたら大事な局面だとは思っていますので、お願いしたいなというふうに思います。じゃあお2人、まずマイクが近いのでよろしく願いいたします。

(佐々木委員)

佐々木です。朱書き以外の部分で恐縮なんですけれども、41ページ「Ⅲ 組織計画」のところですか。大きい2番の組織体制のところ黄色い相関図のところなんですけれども、この中に実際にこの施設を使われる利用者とか、県民の方、活動者の方は入るのか入らないのか、入るとしたらどういう位置づけで、どういう矢印とどういう方法で入ってくるのか、それともすでにこの運営評議会の中に集約されているのかっていうのを伺いたいのが1つと、もう1点がその下の大きい三番、管理運営主体(2)指定管理者に求められる資質等の黒ポチの2番目、NPOに関する十分な知見を有するとともに、法人設立や運営方法等について「指導」という言葉は今回使われているんですけども、私たちのこの限界で今まで結構一貫として支援という言葉を使ってきたので、この指導という言葉が入ることによって、施設の運営方針だったり、事業内容だったり、あと施設と利用者の関係性が何か影響してくるのかっていうところを伺いたいと思います。

(木村課長)

組織体制のところにおける利用者というのは、こういった建物を作るこういったパブコメをするみたいな形で一旦受けた形になっておりましたので、体制上・運営上の中で、狭義の意味では利用者という概念は失念しておりました。ただ、今後こういった運営計画でも何でもまた見直していくPDCA回すということになりますので、そういったところでは当然利用者の方々にもご参加いただきたいと思っております。それから3番の(2)の黒ポチ、2つ目の指導のところの指摘は、確かにそうだと思います。これ

の直す余地はあるので、委員のご指摘もありますので支援の方向で修正をしたいと思います。

(高浦委員)

文脈上は助言とかの方が、広い支援という意味で。

(木村課長)

ありがとうございます。

(五十嵐委員)

ご説明ありがとうございました。五十嵐です。2点思うことがありまして、まず36ページ以降について、3年、4年の計画については触れずに、コンセプトだけ書きましたというようなご説明がありました。今後のために3年後、4年後、10年後どうなりたいかという目標はざっくりとでも持っていただきたいなと思っております。ホームページを作るにあたり、まず1年通してみ、このままで本当に3年先の目標にたどりつけるのか、何が足りないか、ホームページにはどういった機能を追加していけばいいかというようなことを検討する機会を入れていただければと思います。そのため、方針や計画を立てていただきたいなというふうに思っております。

もう1点は、NPOの施設と文化施設が一緒になることは大きなメリットがあると考えております。というのも一般的な施設では気づくのが難しい視点をNPOさんの支援団体さんはお持ちだと思っております。健常者にとっては普通であっても、ハンディを持っている方たちにとっては使いにくい、というものが多々世の中に存在していると思っております。ですので、そういった視点を施設面や、ホームページ構築の面で反映できればよいと思います。広く皆さんに使っていただけるハンディがない施設運営等につながると思います。そのため、今回の複合施設はただ経費削減だけではなく、大きな意義があるのではというふうに考えております。以上です。

(木村課長)

今、五十嵐委員もおっしゃっていただきました、ある程度やっぱり何年かのイメージっていうのは検討させていただきたいと思っております。できる限りは県民会館の言葉とも合わせて入れてみたいと思っておりますし、逆にいま、実はNPOプラザの方が少し緩く作っているような形になっているのは、公募でNPO法人さんに管理運営をお任せするときに、あまりその自由度を、何も見えないというのでは困ると思っておりますが、あまり縛っても次の人たちが入札というか、応募しづらいんだろうなというところでそのバランスを見ながら少し表現、考えさせていただきたいと思っております。

もう一つは、もちろんユニバーサルデザインとかも目指す施設ですし、交流ひろばとかも我々の方も使って、いろいろ活動したいと思っておりますので、その辺は配慮したいと思います。

(石井山会長)

おそらく今後の公共施設というのは、再編計画によって、人口減少、少子化で面積を減らしていかなきゃいけないっていう事情の中でほとんどの施設が複合化せざるを得ないという状況があるということですね。で、そういう時代をこれから迎えていくに当たって、県はその先駆的な複合施設をどのように作っ

ていくのかっていうのは、非常に大きなモデルになるのではないのかなというように思います。なので、未来に公共施設を複合化させていくときの一つの範になるようなプロセスをですね、ぜひ今からでもできる範囲でこだわっていただきたいというように、思っております。その他いかがでしょうか、じゃあ今野委員よろしく申し上げます。

(今野委員)

今野です。皆様からのご意見を伺っていて、本当にそのとおりでなと思うことが多々ありましたので、重ならないところだけお話できればと思います。37 ページの赤字で書いてあるところですね、この基本コンセプトの1から4まで新しく追加されたところの構成が私しっくりいかないなと思いつつ、前の方を見ると、第二章と揃った構成なんだなというふうに思いましたので、それはおそらくこのままなんだろうなと思っております。

その上で4番の県内の現状についてというところが5番の管理運営の基本方針の青文字で網が係っているところの、メッセージに繋がっていくと思っていて、青文字のところと、その下に書いてある6行程度のところですね、ここはすごく未来志向でこれからこうやっていくぞっていう意思がすごく込められた部分だと思うんですね。で、その手前にあるこの県内の現状についてのところが今、その地域にある課題とか社会の課題って、例えば単体のNPOだけでは解決しがたいすごく難しい現状がたくさんあるとか、ステージを上げていかないとなかなか地域づくりが難しくなっているんだっていうようなことがあると、その複雑さ多様化するということに繋がっていきますし、だからこそ連携していかなくちゃいけないってことが言えるのではないかなというふうに感じました。

このNPO活動実態調査の概要版を見せていただくと、やっぱりNPOプラザに期待するサービスって、行政、他団体、企業、NPOとのやっぱり連携なんだなと、連携が高いところにきているんだなっていうこととか、今後の共同のパートナーとして希望する相手は行政の次はやっぱり本社が県内の企業だったりするんだなとか、そういうことをやっぱりNPOの皆さんも期待しているというところがありますので、そういったその現状が書かれているといいなというふうに思いましたというところです。あと、総じてのところは、これは部会の中でも何度もお話していることではあるんですけども、やっぱりNPOということによって、施設が閉じないような印象とか、イメージをやっぱり作っていくいい機会だと思っておりますので5番の方針がきちんとこう届いて、いろんな主体に開かれた、そして各世代に開かれた施設にしていくんだぞっていうことが、基本コンセプト全体の中で伝わっていくといいなというふうに思ったりしました。以上です。

(木村課長)

ありがとうございます。確かに36、37ですね。急いでというか盛り込もうという感を作ったので、38ページとかのストーリーとの一貫性のところは、まだ荒いところがあるかもしれませんので、この辺書きこなしていきたいと思っております。ありがとうございます。それから今ご指摘いただきましたように、NPOということで逆にクローズにならないように、オープンになれるようにその辺もですね。書き方の方を工夫したいと思っております。ありがとうございました。

(石井山会長)

ありがとうございます。西出委員、よろしく申し上げます。

(西出委員)

私も2章と3章を比較しまして、3章の新プラザのところ、これ2章に併せてあった方がいいかなと思ったのが、9ページに会館の基本理念っていうのが5番として挙げられて基本理念に基づいて運営のコンセプトというふうに繋がっているんですね。3章もそのように現状と課題を踏まえた上での基本理念があって、運営のコンセプト基本方針っていうふうにすると、その大前提として、その第1章でもっと全体的なものを掲げて、それで2章、3章それぞれで理念がっていうふうにすると、流れや重要性というものが分かりやすくなるかなというふうに思いました。以上です。

(木村課長)

ありがとうございます。今、ご指摘のとおりですね。確かに9ページにはちゃんと基本理念として、県民会館側のその意欲が現れておりますので、私どもの方も、今後なお書き込んでその意欲を表したいなと思っています。頑張らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(石井山会長)

議論は尽きないんですけども、時間はだいぶ尽きておりますので、まだ他意見がある場合は、個別にまた事務局にお寄せいただくということで、ご了解いただければと思います。

では、3つ目の議題に移ります。令和5年度民間非営利活動実態・意向調査について事務局よりご説明よろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、議事事項(3)令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査についてご説明いたします。

資料6「令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査について」をご覧ください。「1 調査の目的」といたしましては、県では5年に1度、「宮城県民間非営利活動促進基本計画」を改定し、NPOの活動促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っているところでございますが、その課題等を把握するため「NPO活動実態・意向調査」を実施するものでございます。基本計画改定の概要につきましては、後ほどご説明させていただきます。

初めに、令和5年度NPO活動実態・意向調査の概要について、お配りしております「令和5年度宮城県NPO活動実態・意向調査報告書」全体版にてご説明をさせていただきます。本調査は、NPO等の絆力を活かした復興支援事業の調査提案事業といたしまして、認定特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるへの業務委託により昨年度実施いたしました。調査項目の検討につきましては、昨年度の第1回目の本委員会にて委員の皆様からご意見をいただいたほか、委託先のゆるるでも検討委員会を設置し、本委員会の青木委員、高浦委員、布田委員にもご参加いただき、調査項目やクロス集計項目などについてご検討をいただきました。

それでは、報告書1ページをお開きください。「1. 調査の概要」(2)調査方法につきましては、本調査では、県内に事務所を置く特定非営利活動法人、任意の市民活動団体、公益社団法人、一般社団法人等を対象に令和5年12月1日時点の状況についてご回答をいただきました。(3)調査項目は大きく分け

て、団体の概要、東日本大震災関連・コロナ関連の事業、団体が抱えている課題、協働、NPO支援施設に対するもののほか、会計基準、情報公開、NPO法人運営、認定制度などになります。(4) 発送回収状況でございますが、今回の調査では、各種資料を基に作成しました調査対象団体リストから抽出した1,003団体に調査票を送付し、回答数は454となっております。

資料2ページをお開きください。「2. 団体の概要」(1) 団体の属性では、図表2-1に示すように、特定非営利活動法人が367団体81.7%、任意団体が49団体10.9%、その他の法人格が33団体7.3%となっております。続きまして、調査結果の主な項目についてご説明させていただきます。

では初めに、みやぎNPOプラザなど、NPO支援施設に関する項目についてご説明させていただきます。資料43ページをお開きください。「7. NPO支援施設」(1) みやぎNPOプラザの利用経験につきまして、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体は251団体55.9%、利用したことがない団体は170団体37.9%となっております。前回調査では、みやぎNPOプラザを利用したことがある団体は55.8%、利用したことがない団体は38.1%となっており、ほぼ同様の結果となっております。

続きまして、資料の44ページをお開きください。(2) みやぎNPOプラザを利用した効果でございますが、「事業内容を充実・拡大することができた」が82団体32.7%、「団体の認知度を高められた」が57団体22.7%、「他のNPOとのネットワークができた」が56団体22.3%、「人材の育成が図られた」が36団体14.3%の順となっております。こちらは「事業内容を充実・拡大することができた」という回答が前回の26.8%から約6ポイント増加している一方、「団体の認知度を高められた」という回答が前回の27.6%から約5ポイント減少した結果となっております。

続きまして、資料47ページをご覧ください。(5) 期待するサービス・支援につきまして、NPO支援施設に期待するサービスや支援につきましては、「活動の場の提供」が190団体42.3%で最も多く、以下「行政との連携・協働を促進する企画」が164団体36.5%、「他団体との連携・協働を促進する企画」が152団体33.9%、「組織運営・事業活動に役立つ情報収集及び提供・発信」が146団体32.5%、「企業との連携・協働を促進する企画」144団体32.1%の順となっております。

前回の調査の結果と比較して、上位の順位は変わらず、割合もほぼ同水準となりましたが、いずれも高いニーズがあることには変わりはないものと考えております。

次に、団体の抱える課題等についての項目についてご説明いたします。資料28ページをお開きください。「5. 団体が抱えている課題等」(1) 事業活動の促進のために解決すべき課題としまして、「人材の不足」が215団体47.9%、以下、「資金の不足」が213団体47.4%、「事業承継・世代交代が進まない」が119団体26.5%と続いております。

前回の調査でも「資金の不足」、「人材の不足」の順で、この2項目を課題として挙げられている団体が突出して多い結果となっておりますが、今回の調査では「資金の不足」よりも「人材の不足」を課題としてあげている団体が多いという結果となっております。

次に、協働についての項目についてご説明いたします。資料36ページをお開きください。「6. 協働」(1) 過去5年間の協働のパートナーにつきまして、「行政」が164団体36.5%で最も多く、次いで「特にない」が147団体32.7%、「他のNPO」が145団体32.3%の順で多い結果となっており、次ページ(2) 過去5年間の協働の種類は「事業の共催」が162団体36.1%が最も多く、以下、「事業の委託」が114団体25.4%、「情報交換・意見交換」が108団体24.1%の順となっています。前回調査と比較して、協働の種類は、概ね同様の結果となりましたが、協働のパートナーについては、「特にない」が前

回の 24.9%から約 8 ポイントの増加となっております。資料 3 8 ページをお開きください。(3) 今後協働のパートナーとして希望する相手としましては、「行政」が 154 団体 34.3%が最も多く、次いで「本社が県内の企業」が 109 団体 24.3%、「他の NPO」が 108 団体 24.1%の順で多くなっており、前回調査で 3 番目だった「本社が県内の企業」が今回は 2 番目に上がった形となりました。次ページ(4) 今後取り組みたい協働の種類としましては、「事業の共催」が 186 団体 41.4%で最も多く、以下、「情報交換・意見交換」が 99 団体、22.0%、「事業の委託」が 88 団体 19.6%、「事業の企画・立案等への参加」が 80 団体、17.8%の順で多くなっています。また、他の団体と協働する際の課題につきましては、資料 4 0 ページに記載されておりますが、「本来活動の忙しさ」が 140 団体 31.2%、「本来活動の資金不足」が 130 団体 29.0%、「行政の連携に対する関心の度合い」が 127 団体 28.3%の順で多くなっています。

次に、東日本大震災関連の活動に関する項目についてご説明いたします。資料 1 8 ページをお開きください。「3. 東日本大震災関連の事業」(1) 復興関連事業の実施状況につきましては、「現在実施している」が 95 団体 21.2%、過去実施していた団体は 94 団体 20.9%となりました。前回調査では、現在実施している団体は 111 団体 27.1%でしたので、約 6 ポイントの減少となりました。次に、資料 2 4 ページをお開きください。2021 年 3 月から現在行っている支援活動として「被災者の孤立防止」が 46 団体 24.3%、「子ども支援」が 45 団体 23.8%、「コミュニティ・住民自治への支援」が 37 団体 19.6%という結果となりました。また、2021 年 3 月から現在行っている活動のうち、最も重視している活動を 1 つ挙げてもらったところ、無回答を除くと「子ども支援」が 26 団体 13.8%と最も多い結果となりました。

1 2 6 ページ以降に自由記述回答を掲載しておりますので、いくつかご説明させていただきます。

1 2 7 ページをお開きください。「問 5. 【任意団体】法人格取得意向の回答理由」では、NPO 法人の法人格取得しない理由として、「NPO 法人は敷居が高いと考えている」や「メリット、デメリットがわからない。人材もない。」などの回答が見られ、法人格取得に関する制度の周知・理解を進めていくことの必要性が伺えます。

1 3 1 ページをお開きください。「問 12-2.2024 年以降も震災関連で必要と思われる活動」について、「被災地域における住民同士のコミュニティ形成」や「被災者の孤立防止」、「心と身体の健康に関する支援」、「震災の記憶を風化させない活動」などが数多く挙げられており、いまなお復興支援の様々な取組が必要であることが伺えます。

次に、1 6 1 ページをお開きください。「問 18.協働内容の概要」について、自治体や他団体との事業イベントの共催のほか、ボランティアの受入、講師の派遣依頼、情報交換、他団体の施設スペースの活用など多岐に渡る取組が NPO と多様な主体との協働により実施されていることが分かります。

以上が調査結果のご報告となります。本調査で得られた結果等を勘案し、次年度「宮城県民間非営利活動促進基本計画」改定作業を実施する予定となっております。続きまして、基本計画の改定作業の進め方について、ご説明させていただきます。

資料 6 「令和 5 年度宮城県 NPO 活動実態・意向調査について」をご覧ください。

「2 基本計画改定の概要」でございますが、宮城県民間非営利活動促進基本計画は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第 9 条に基づき、平成 1 2 年 1 0 月に初めて作成されたものでございます。この基本計画につきましては、5 年を目途として見直すこととされており、「3 基本計画改定状況」のとおり、平成 1 7 年

度、平成22年度、平成27年度、令和2年度に改定が行われており、令和7年度が次の改定時期となっております。

「4 改定作業の進め方」でございますが、計画改定について審議を行うため、令和6年度中に1回、令和7年度中に4回、民間非営利活動促進委員会を開催し、その後パブリックコメントを実施して最終的な計画を策定するというように進めて参りたいと考えております。計画改定スケジュール案につきましては、裏面をご覧ください。本日、本年度の第1回の促進委員会におきまして改定スケジュール案をご説明させていただきます。次に、来年2月に予定している本年度第2回促進委員会におきまして、事務局から計画改定の視点や改めてスケジュール案についてご説明させていただき、委員の皆様からご意見をいただきたいと考えております。令和7年度は促進委員会を5月、7月、9月、12月の4回開催し、委員の皆様から意見をいただき、改定を進めてまいりたいと考えております。

改定スケジュールは以上でございますが、改定スケジュールに関しましては、今後、多少変更が生じる可能性がありますので、その際は事前にご連絡差し上げます。

議事事項(3)の説明は以上となります。

(石井山会長)

どうもありがとうございます。かなり細部にわたるデータなんですけど、コンパクトに要点を説明していただいて、非常に分かりが良かったかなという感想を持っています。で、また先ほど渡邊委員が仰られたことなんですけども、先ほど検討しました管理運営計画にも反映できるデータがあるように思いましたし、絆力等々の事業の継続等を巡ってぜひ国に見ていただきたいような、そういうデータもこの中には含まれていただかなというように思います。いかがでしょうか。今ご説明いただいた内容について質問等々ございましたら、よろしくお願ひしたいんですけども。

よろしいですかね。こちらの不手際で時間が延びておりますので、運営にもご協力いただいておりますかなというように思います。次年度計画策定年度ということで、作業量、非常に増えていくということでその役回りについて、ぜひとも皆さん、改めてご認識をいただければというように思います。この議事はここで終わってもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

#### 4 その他

(石井山会長)

議事の3つはここまでで終了ということになりまして、もう1つ続いて報告事項となります。報告事項、宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の審査結果について拠点部会会長から報告をすることになっておりますので、石井山からご報告をさせていただきます。資料としては皆様にはございませんが、資料2の8ページがちょうどこの事業についての説明になっておりますので、これを眺めながら確認をしていただければというように思います。

この施設の中の右下、岩沼にあります、第二号の施設をめぐっての話であります。令和6年4月17日に宮城県民間非営利活動施設第2号(旧岩沼警察署長宿舎)の現在の借受団体である特定非営利活動法人ハンス・バーガー協会から再契約申請書の提出があり、その可否を審査するため、令和6年5月9日に令和6年度第1回拠点部会をこの施設において開催しました。

初めに、ハンス・バーガー協会から現在の活動状況及び施設第2号の利用計画等について説明いただい

た後、質疑応答を行いました。

その後県庁に戻り、委員4名により社会的必要性・公益性、有効性、施設の有効利用、安定性の4項目について一人20点満点で審査が行われ、その結果、80点満点中70点であり、ハンス・バーガー協会との再契約が決定し、令和6年5月31日付けで再契約を締結しました。

なお、今年度で施設第1号（旧仙台高等技術専門校幸町校舎）の契約期間が満了となるため、借受団体の公募を令和7年3月頃実施する予定です。また、施設第3号（旧山元養護学校職員宿舎）、施設第4号（旧宮城野婦人寮）及び施設第6号（旧白石高等学校校長宿舎）については、借受期間が契約後2年目又は4年目となるため、令和7年2月頃に第2回拠点部会において実績報告会の開催を予定しています。拠点部会の開催状況については以上です。

参加をいただいているのは、副会長の青木さんですけど、特に補足をいただくと大丈夫でしょうか、ありがとうございます。

では以上をもちまして、議事及び報告事項が終了いたしましたので、事務局に進行お返しいたします。

## 5 閉会

（司会）

石井山会長ありがとうございました。

本日の議題の管理や計画の修正につきましては、改めて事務局の方で確認しまして、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、次回の促進委員会の予定でございますが、来年の2月に今年度は開催したいというふうに考えております。日程等につきましては、改めて皆様の方にご相談させていただきたいと思っております。本件のNPO活動促進のためにご指導の方です、引き続き賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和6年度第1回民間営利活動促進委員会を終了させていただきます。本日は長時間大変ありがとうございます。